

令和4年度 成年後見制度利用促進審議会 議事録

令和5年2月17日(金)14:00～15:30

玉野市社会福祉協議会館

司会：事務局

1 開会

2 審議

① 玉野市成年後見支援センターの活動報告

【委員意見】

(会長) 被保佐人等からの相談及び後見人等からの相談で、「保佐人となり、金銭管理をしてきたが、収入減で生活が厳しく、本人の今後の生活が心配。」とあるが、具体的には、生活保護等の申請をしているのか。

(事務局) もともと生活保護の方。昨年度はコロナの給付金等があつて、なんとか生活ができたが、今年度は給付金がなくなり、保佐人と、担当ケアマネジャーが協力し、介護サービス等の見直し等を行うことで、なんとか生活ができています。

(会長) 「被後見人が通帳を預けてくれない。」について、法的には後見人が対応できるが、無理やり奪うこともできず、どのようにされたのか。

(事務局) 困難ケース会議等を開催し、やはり後見人が管理するべきということになり、通帳を後見人名義で再発行した。

(委員) 長寿介護課に成年後見支援センターができて、どのようになるのか見守っていたが、相談件数も増えてきていて、いい方向にいつているのではないかと。先ほどの質問にもあつたが、後見人との関係がうまくいくように、お願いしたい。

(委員) 相談件数は、延べ件数なのか、実件数なのか教えてもらいたい。

(事務局) 延べ件数である。

(委員) 相談件数が伸びているようだが、今後ニーズを掘り起こしていく手段は、どのようなものを考えているのか。

(事務局) 今後、任意後見の普及啓発等にも力を入れていきたい。

(副会長) いままでの相談件数が110件ほど、そのうち受任者調整会議が17件で、これは、相談があつたが申立てに至らなかったからなのか、受任者が既に決まっていたからなのか。

(事務局) 成年後見制度についての情報提供の相談が多く、相談があるものの、申立てに至っていないケースが多い。

② 玉野市市民後見人養成事業について

【委員意見】

(会長) フォローアップ研修(応用研修)が開始されているが、受講者の内訳と、成年後見制度への理解度はどのようなものか。

(事務局) 受講者6名の内、5名は、今年度と、昨年度で玉野市の受講補助にて基礎研修を受けられた方。1名は、過去に基礎研修を受けられた方である。面談等をさせていただいたが、知識もやる気も十分あり、市民後見人として活躍していただけるものと考えている。

(会長) 市民後見人は、業務の負担感が大きいと思われ、単独受任ではなく、専門職との複数後見、法人後見の支援員等という形の方が、良いのではないか。市民後見人の養成が終わって、いきなり単独で受任するとなるとかなりきついと思われる。

(事務局) 実務研修を終えた段階ですぐに独り立ちも難しいと思われるため、法人後見、もしくは複数後見で実績を積んでいただいて、その上で単独受任ができるようになれば、単独での受任を考えていくこととしたい。

(会長) 市民後見人の報酬については、無償では続かないと思われるため、報酬有りの方向で考えていただきたい。

(副会長) 他市の市民後見人でも最初から一人で受任することはあまりないと思われる。少なくとも最初については、専門職との複数後見、法人後見の支援員等が好ましいのではないか。法人後見の支援員等が、市民後見人の負担は最も軽いと思われるが、その分、法人の負担は重くなるので、法人が受けてくださるかどうかなと思う。いずれにしても、最初は、どなたかと一緒にやるのが良いと思われる。報酬については、市民後見人であっても、後見人ということになれば、善管注意義務を負うので、ミスがあれば、当然、責任を負うことになる。ボランティア精神で あっても、無償で責任だけを負わせるのは、人数を制限してしまうことになる。責任を持って仕事をしていただくためには、きちんと報酬も受け取っていただくのが良いと思われる。実務研修については、後見の経験がある組織にお願いしたいところであるが、予算にもよると思われる。

(事務局) 予算の額については、詳しく申し上げることはできないが、予算を計上する予定である。

(委員) 玉野市の市民後見人になる流れはとても丁寧で、面接を2回されているが、それぞれの面接でどのようなことを聞かれるのか。市民後見人や行政の負担感はどうか。

(事務局) 最初は、面接ではなく、面談という形を取っている。最初と言うことで、市民後見人がどういったことをするのかの説明やその方の思い、人柄を見る機会としている。市民後見人を希望される方に、幅広く受講していただけるようにしている。

(委員) 面談では、名簿登録をしない可能性のある方も含まれるので、考え方も知れないが、実務研修が終わって名簿登録をしない方が出てくると、養成側の負担が増えるのではないか。また、名簿登録の面接はどのようなメンバーで行うのか。

(事務局) 今の段階では決まっていないが、1回目の面談のメンバーで行うものと思われる。

(委員) 基礎研修の受講補助を受けた方でも、名簿に登録しないこともありえるのか。

(事務局) 受講補助は、市民後見人の裾野を広げるという意味合いで行っている。基礎研修、応用研修、実務研修と受けられた方が、名簿登録をしないとは考えにくいですが、受任するかどうかは、最終的に受講者の意思によるものと考えている。

(委員) 複数後見の形態はいろいろあるが、財産管理は専門職、身上監護を市民後見人と役割を分ける形態や、市民後見人がすべてを行い、専門職がアドバイザー的な役割を持つ等の形態

がある。どの形態が良いかは、玉野市に適したやり方で行ってもらえればよい。報酬については、誰であっても義務を果たしていかなければならず、適切に報酬付与申立てされたらよい。

(委員) 市民後見人の受任は単独ではなく、専門職との複数後見が良いと思われる。また形態についてはケースによって変わってくると思われる。報酬については、市民後見人であっても報酬付与の申立てを可能とすることが望ましい。実務研修先は社会福祉協議会等がよいのではないか。

(委員) 市民後見人の応用研修では、権利擁護団体が、最終日に研修を担当することになっている。寸劇等でわかりやすく説明する予定である。その市民後見人の実務研修先としては、社会福祉協議会、法律事務所等に協力を依頼してはどうか、家族会で成年後見を受任しているところもある。社会福祉協議会のみで実務研修を行うのは、負担が大きいのではないか。市民後見人の単独受任は、難しいと思われるので、法人後見、複数後見を考えるべきである。岡山で市民後見人をされている方に聞いても、やはり専門家と一緒にやることで、安心して活動ができるようだ。報酬については、市民後見人であっても報酬の申立てを可能にしていく方が良いと思われる。

(委員) 実務研修先については、皆さんが言われたように、社会福祉協議会、法律事務所、家族会のNPO等が良いと思われる。後見の形態についても、何かあった場合など専門家と一緒に対応できた方が安心であり、法人後見の支援員等がよいのではないか。

(オブザーバー) 市民後見人の選任の形態については、地域の実情に応じて、単独受任を目指すのか、そうではないのかということになるが、少なくとも最初のうちは、複数選任であったり、法人後見の支援員として経験を積まれていくケースが多い。岡山県内であると、今のところ市民後見人が単独で受任しているケースは、津山市で1ケースほどである。報酬については、市民後見人の方も申立てをすることが可能である。

③ 本市の基本計画に対する進捗状況及び課題について

【委員意見】

(会長) 任意後見制度について、費用面や、公正証書作成のため、公証人役場に出向かなければならない等で、玉野市の人口規模ではなかなか出にくいかも知れない。任意後見制度の利用を増やすよりも、広報、周知の方に力を入れた方がよいのではないか。

(事務局) 任意後見制度を利用すると、公正証書を作成するなど手間が必要になるため、まずは広報に力を入れていきたい。

(副会長) 任意後見制度については、自分が選んだ後見人と、それを監督する人ということで、ある程度費用がかかることを前提としている。よって、任意後見制度を利用する人というのは、ある程度資産をお持ちの方だと思われる。となると金融機関等に任意後見制度のパンフレットを置いてもらうのがよいのではないか。

(事務局) 現在、既に市内の金融機関等にパンフレットを置かせてもらっている。今後も、金融機関等に情報提供しながら、必要な方には任意後見制度を勧めていただくよう依頼しようと思う。

(委員) 費用的なこともあり、任意後見に取り組んでいただくのはハードルが高いのかと思われる。話はそれるが、判断能力があっても、身体的に金融機関等に行けない高齢者や障害者の方もおられるので、委任契約等を含め、普及啓発を行っていただきたい。

(委員) ネットワーク懇談会のメンバーの中にも、任意後見や、任意後見が開始されるまでの間、見守り契約等で関わっている会員がいる。何でも相談会の中でも、任意後見制度について、普及啓発等を行っていききたい。

(委員) 自分が、任意後見制度の利用を考えてみたとき、費用や、手間がかなりかかることが分った。もう少し、利用しやすい制度にしてもらいたい。

(事務局) 任意後見制度の普及啓発については、相談に来てもらうだけでなく、アウトリーチを含めた広報活動も大切であると考えている。

3 その他

- ・審議会委員の次期委嘱について

4 閉会